

令和年度第1回菊陽町地域公共交通会議次第

日時 令和元年7月30日（火）午前10時から
場所 菊陽町福祉支援センター2階 大会議室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 会長挨拶

4 委員紹介

5 議 題

- ・菊陽町公共交通体系見直し計画原案について

6 その他

7 閉 会

菊陽町地域公共交通会議委員名簿

(順不同、敬称略)

(任期:平成30年2月5日～令和3年2月4日)

要綱区分	組織・団体名	役職	氏名	備考
(1) 住民又は利用者の代表者	菊陽町区長会	会長	古川 武志	
	菊陽町老人クラブ連合会	会長	酒井 良一	欠席
	菊陽町地域女性の会	副会長	布田 理恵	
	菊陽町身体障害者福祉協会	会長	岸田 年弘	
(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者	九州産交バス株式会社	営業本部営業部長	宮田 健司	
	熊本電気鉄道株式会社	自動車事業本部 乗合事業部長	坂本 昭文	
	一般社団法人熊本県バス協会	専務理事	富田 廣志	欠席
(3) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者	熊本バスタクシー株式会社	代表取締役	込山 浩憲	(代理) 菊陽タクシー 代表取締役 藤本 剛
	一般社団法人熊本県タクシー協会	専務理事	吉田 光義	
(4) 九州運輸局熊本運輸支局の代表者	九州運輸局熊本運輸支局	首席運輸企画専門官	岩本 輝彦	
			西脇 考志	
(5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	熊本電気鉄道労働組合	書記長	福田 赴文	欠席
	全九州産業交通労働組合	書記長	貢 博之	
	熊本県自動車交通労働組合	書記長	重光 重信	欠席
(6) 国、県及び町の道路管理者	国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所	調査第二課長	元水 昭太	(代理) 調査第二専門官 清原 洋二
	熊本県県北広域本部	土木部長	森 博昭	(代理) 技術管理課長 奥村 知明
	菊陽町	土木部長	小野 秀幸	
(7) 熊本県警察大津警察署の代表者	熊本県警察大津警察署	交通課長	松本 武揚	
(8) 町の職員	菊陽町	副町長	吉野 邦宏	会長
(9) その他町長が必要と認める者	熊本県企画振興部 交通政策・情報局交通政策課	課長補佐	浦本 雄介	
	熊本大学大学院	教授	柿本 竜治	

合計21名

○菊陽町地域公共交通会議設置要綱

平成20年8月26日

要綱第32号

改正 平成23年8月16日要綱第30号

平成24年3月27日要綱第8号

平成25年4月1日要綱第16号

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年5月25日法律第59号。以下「法」という。)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、菊陽町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号)に基づき実施する事業に関する事項
- (4) 法第6条第1項に関する事項
- (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員等)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 住民又は利用者の代表者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
- (4) 九州運輸局熊本運輸支局の代表者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (6) 国、県及び町の道路管理者
- (7) 熊本県警察大津警察署の代表者
- (8) 町の職員
- (9) その他町長が必要と認める者

2 前項第2号から第8号までの委員の選任に当たっては、代表者等が指名する者を委員として選任することができる。

3 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(交通会議の運営)

第4条 交通会議に会長を置き、会長は、菊陽町副町長を充てる。ただし、副町長不在の場合は、あらかじめ町長が指名した者とする。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

4 交通会議は、町長が招集し、会長が議長となる。

5 委員は、委任により代理者を出席させることができる。

6 交通会議に監事を置き、委員のうちから会長が指名する。

7 監事は、会計を監査する。

8 交通会議は、原則として公開とする。

9 交通会議の庶務は、菊陽町総務部総合政策課において処理する。

(協議結果の取扱い)

第5条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(費用弁償等)

第6条 委員の費用弁償及び報償費は、菊陽町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年菊陽町条例第35号)の例により支給する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則(平成23年8月16日要綱第30号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前に任命された委員の任期については、施行日の前日までとする。

附 則(平成24年3月27日要綱第8号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日要綱第16号)

この要綱は、告示の日から施行する。